

令和四年八月十五日受領
答弁 第二号

内閣衆質二〇九第二号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員櫻井周君提出予備自衛官制度の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出予備自衛官制度の充実に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省・自衛隊においては、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）として必要な人材を確保するため、予備自衛官補から予備自衛官を経て即応予備自衛官に任用できる制度を設けるとともに、当該制度に係る訓練招集手当及び予備自衛官補の教育訓練招集手当の増額、予備自衛官及び即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金制度の導入等により、予備自衛官等制度の充実を図っている。また、退職予定の自衛官及び一般の方に対するSNSやパンフレット等を活用した予備自衛官等の募集にも取り組んでいるところ、引き続き、幅広い国民・年齢層から予備自衛官等として必要な人材を確保するよう努めてまいりたい。

二について

お尋ねについては、国会に関する事柄であることから、政府としてお答えする立場にない。なお、予備自衛官等は国家公務員であるところ、国会議員の兼職については、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条において、「議員は、・・・別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団

体の公務員と兼ねることができない」とされていると承知している。